別表第一号一(3)アの表中

							○	○	○	○	備設線無の二の号七十五第項一第条二第

を

							○	○	○	○	備設線無の二の号七十五第項一第条二第
							○	○	○	○	備設線無の三の号七十五第項一第条二第

に改め、同(3)ウ中「又は第五十七号の二」を「、第五十七号の二又は第五十七号の三」に改め、「設備規則第三十七条の二十七の十第四項」の下に「、第三十七条の二十七の二十五第三項」を加える。

										8注○			
										8注○			
										○			○